

要 請 書

平成25年 6 月

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会

軍転基協第10号
平成25年6月12日

内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会
会長 沖縄県知事 仲井眞 弘多

1 沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画について

貴職におかれましては、本県における基地問題の解決のため、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

去る4月5日、日米両政府は、嘉手納飛行場より南の施設・区域に関する統合計画を共同発表しました。

在沖海兵隊約9千人の国外移転及びそれに関連する嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還については、将来の沖縄の米軍基地のあり方に大きな影響を与えるとともに、沖縄の振興発展の将来を左右する大きな転機になることから、確実な実施がなされる必要があります。

今回発表された統合計画では、嘉手納飛行場より南の6施設・区域について、返還区域、時期、手順等が示されておりますが、未だ具体的な取組み内容が示されていない部分があります。

本協議会としては、政府が十分な説明を行うこと、また、今後の推進にあたっては、地元の意向を反映させ、計画的に実施されることが必要と考えており、統合計画に関する次の事項について、早期かつ積極的に取り組むよう要請いたします。

1. 政府において、県・市町村に対し次の事項を説明すること。
 - (1) 移設する場所、施設内容等の具体的な返還手順
 - (2) 移設するまでの間の危険性除去及び負担軽減策
2. 跡地利用を効果的かつ円滑に進められるよう次の事項に配慮すること。
 - (1) 返還する施設・区域の使用履歴、土壌・土質調査情報、インフラの整備状況、地主の情報等の必要な情報の提供
 - (2) 立入り調査の円滑な実施
 - (3) 支障除去措置の徹底
 - (4) 国有地の活用
 - (5) 返還時期等については、地元の意向を踏まえること。
3. 政府の責任において、移設先の環境整備を行うこと。
4. 文化財調査専門員の確保等必要な支援を行うこと。
5. 統合計画の実施にあたっては、マスタープランの作成等について県・市町村の意見を聴取する場を設けること。

2 MV-22オスプレイの普天間飛行場配備について

オスプレイの追加配備については、去る4月30日に日本政府から、本年夏に普天間飛行場において新たに12機のオスプレイが配備されるという発表がされたところでもあります。

普天間飛行場は、市街地の中心部に位置しており、騒音被害や航空機事故の危険性など、住民生活に深刻な影響を与えております。

これまで再三にわたり、オスプレイの沖縄配備には反対すると申し入れてきたにも拘らず、昨年10月にオスプレイが、普天間飛行場に配備されました。

オスプレイの運用については、日米両政府で取り決められた合意事項が守られていない事例が認められており、依然県民の不安が払拭されていない状況があります。

また、オスプレイの配備が同飛行場の危険性を増大させることは明らかであります。

沖縄県民は、長きにわたり、米軍基地の過重な負担を負いつつ、日米安全保障体制に貢献してきましたが、依然として広大な基地の負担、頻発する事件・事故に加え、昨年のオスプレイ配備で、その認容は限界に達しております。

このような状況を踏まえ、オスプレイの配備計画中止に向け、速やかに、具体的なオスプレイ配置分散の実施、日米合同委員会合意事項の徹底的な遵守、住民地域に隣接する着陸帯の運用停止、普天間飛行場の県外移設・返還の加速化の措置をとっていただくよう強く要望します。

軍転基協第10号
平成25年6月12日

内閣官房長官
菅 義偉 殿

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会
会長 沖縄県知事 仲井眞 弘多

1 沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画について

貴職におかれましては、本県における基地問題の解決のため、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

去る4月5日、日米両政府は、嘉手納飛行場より南の施設・区域に関する統合計画を共同発表しました。

在沖海兵隊約9千人の国外移転及びそれに関連する嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還については、将来の沖縄の米軍基地のあり方に大きな影響を与えるとともに、沖縄の振興発展の将来を左右する大きな転機になることから、確実な実施がなされる必要があります。

今回発表された統合計画では、嘉手納飛行場より南の6施設・区域について、返還区域、時期、手順等が示されておりますが、未だ具体的な取組み内容が示されていない部分があります。

本協議会としては、政府が十分な説明を行うこと、また、今後の推進にあたっては、地元の意向を反映させ、計画的に実施されることが必要と考えており、統合計画に関する次の事項について、早期かつ積極的に取り組むよう要請いたします。

1. 政府において、県・市町村に対し次の事項を説明すること。
 - (1) 移設する場所、施設内容等の具体的な返還手順
 - (2) 移設するまでの間の危険性除去及び負担軽減策
2. 跡地利用を効果的かつ円滑に進められるよう次の事項に配慮すること。
 - (1) 返還する施設・区域の使用履歴、土壌・土質調査情報、インフラの整備状況、地主の情報等の必要な情報の提供
 - (2) 立入り調査の円滑な実施
 - (3) 支障除去措置の徹底
 - (4) 国有地の活用
 - (5) 返還時期等については、地元の意向を踏まえること。
3. 政府の責任において、移設先の環境整備を行うこと。
4. 文化財調査専門員の確保等必要な支援を行うこと。
5. 統合計画の実施にあたっては、マスタープランの作成等について県・市町村の意見を聴取する場を設けること。

2 MV-22オスプレイの普天間飛行場配備について

オスプレイの追加配備については、去る4月30日に日本政府から、本年夏に普天間飛行場において新たに12機のオスプレイが配備されるという発表がされたところでもあります。

普天間飛行場は、市街地の中心部に位置しており、騒音被害や航空機事故の危険性など、住民生活に深刻な影響を与えております。

これまで再三にわたり、オスプレイの沖縄配備には反対すると申し入れてきたにも拘らず、昨年10月にオスプレイが、普天間飛行場に配備されました。

オスプレイの運用については、日米両政府で取り決められた合意事項が守られていない事例が認められており、依然県民の不安が払拭されていない状況があります。

また、オスプレイの配備が同飛行場の危険性を増大させることは明らかであります。

沖縄県民は、長きにわたり、米軍基地の過重な負担を負いつつ、日米安全保障体制に貢献してきましたが、依然として広大な基地の負担、頻発する事件・事故に加え、昨年のオスプレイ配備で、その認容は限界に達しております。

このような状況を踏まえ、オスプレイの配備計画中止に向け、速やかに、具体的なオスプレイ配置分散の実施、日米合同委員会合意事項の徹底的な遵守、住民地域に隣接する着陸帯の運用停止、普天間飛行場の県外移設・返還の加速化の措置をとっていただくよう強く要望します。

軍転基協第10号
平成25年6月12日

外務大臣
岸田 文雄 殿

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会
会長 沖縄県知事 仲井眞 弘多

1 沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画について

貴職におかれましては、本県における基地問題の解決のため、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

去る4月5日、日米両政府は、嘉手納飛行場より南の施設・区域に関する統合計画を共同発表しました。

在沖海兵隊約9千人の国外移転及びそれに関連する嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還については、将来の沖縄の米軍基地のあり方に大きな影響を与えるとともに、沖縄の振興発展の将来を左右する大きな転機になることから、確実な実施がなされる必要があります。

今回発表された統合計画では、嘉手納飛行場より南の6施設・区域について、返還区域、時期、手順等が示されておりますが、未だ具体的な取組み内容が示されていない部分があります。

本協議会としては、政府が十分な説明を行うこと、また、今後の推進にあたっては、地元の意向を反映させ、計画的に実施されることが必要と考えており、統合計画に関する次の事項について、早期かつ積極的に取り組むよう要請いたします。

1. 政府において、県・市町村に対し次の事項を説明すること。
 - (1) 移設する場所、施設内容等の具体的な返還手順
 - (2) 移設するまでの間の危険性除去及び負担軽減策
2. 跡地利用を効果的かつ円滑に進められるよう次の事項に配慮すること。
 - (1) 返還する施設・区域の使用履歴、土壌・土質調査情報、インフラの整備状況、地主の情報等の必要な情報の提供
 - (2) 立入り調査の円滑な実施
 - (3) 支障除去措置の徹底
 - (4) 国有地の活用
 - (5) 返還時期等については、地元の意向を踏まえること。
3. 政府の責任において、移設先の環境整備を行うこと。
4. 文化財調査専門員の確保等必要な支援を行うこと。
5. 統合計画の実施にあたっては、マスタープランの作成等について県・市町村の意見を聴取する場を設けること。

2 MV-22オスプレイの普天間飛行場配備について

オスプレイの追加配備については、去る4月30日に日本政府から、本年夏に普天間飛行場において新たに12機のオスプレイが配備されるという発表がされたところでもあります。

普天間飛行場は、市街地の中心部に位置しており、騒音被害や航空機事故の危険性など、住民生活に深刻な影響を与えております。

これまで再三にわたり、オスプレイの沖縄配備には反対すると申し入れてきたにも拘らず、昨年10月にオスプレイが、普天間飛行場に配備されました。

オスプレイの運用については、日米両政府で取り決められた合意事項が守られていない事例が認められており、依然県民の不安が払拭されていない状況があります。

また、オスプレイの配備が同飛行場の危険性を増大させることは明らかであります。

沖縄県民は、長きにわたり、米軍基地の過重な負担を負いつつ、日米安全保障体制に貢献してきましたが、依然として広大な基地の負担、頻発する事件・事故に加え、昨年のオスプレイ配備で、その認容は限界に達しております。

このような状況を踏まえ、オスプレイの配備計画中止に向け、速やかに、具体的なオスプレイ配置分散の実施、日米合同委員会合意事項の徹底的な遵守、住民地域に隣接する着陸帯の運用停止、普天間飛行場の県外移設・返還の加速化の措置をとっていただくよう強く要望します。

軍転基協第10号
平成25年6月12日

防衛大臣
小野寺 五典 殿

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会
会長 沖縄県知事 仲井眞 弘多

1 沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画について

貴職におかれましては、本県における基地問題の解決のため、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

去る4月5日、日米両政府は、嘉手納飛行場より南の施設・区域に関する統合計画を共同発表しました。

在沖海兵隊約9千人の国外移転及びそれに関連する嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還については、将来の沖縄の米軍基地のあり方に大きな影響を与えるとともに、沖縄の振興発展の将来を左右する大きな転機になることから、確実な実施がなされる必要があります。

今回発表された統合計画では、嘉手納飛行場より南の6施設・区域について、返還区域、時期、手順等が示されておりますが、未だ具体的な取組み内容が示されていない部分があります。

本協議会としては、政府が十分な説明を行うこと、また、今後の推進にあたっては、地元の意向を反映させ、計画的に実施されることが必要と考えており、統合計画に関する次の事項について、早期かつ積極的に取り組むよう要請いたします。

1. 政府において、県・市町村に対し次の事項を説明すること。
 - (1) 移設する場所、施設内容等の具体的な返還手順
 - (2) 移設するまでの間の危険性除去及び負担軽減策
2. 跡地利用を効果的かつ円滑に進められるよう次の事項に配慮すること。
 - (1) 返還する施設・区域の使用履歴、土壌・土質調査情報、インフラの整備状況、地主の情報等の必要な情報の提供
 - (2) 立入り調査の円滑な実施
 - (3) 支障除去措置の徹底
 - (4) 国有地の活用
 - (5) 返還時期等については、地元の意向を踏まえること。
3. 政府の責任において、移設先の環境整備を行うこと。
4. 文化財調査専門員の確保等必要な支援を行うこと。
5. 統合計画の実施にあたっては、マスタープランの作成等について県・市町村の意見を聴取する場を設けること。

2 MV-22オスプレイの普天間飛行場配備について

オスプレイの追加配備については、去る4月30日に日本政府から、本年夏に普天間飛行場において新たに12機のオスプレイが配備されるという発表がされたところでもあります。

普天間飛行場は、市街地の中心部に位置しており、騒音被害や航空機事故の危険性など、住民生活に深刻な影響を与えております。

これまで再三にわたり、オスプレイの沖縄配備には反対すると申し入れてきたにも拘らず、昨年10月にオスプレイが、普天間飛行場に配備されました。

オスプレイの運用については、日米両政府で取り決められた合意事項が守られていない事例が認められており、依然県民の不安が払拭されていない状況があります。

また、オスプレイの配備が同飛行場の危険性を増大させることは明らかであります。

沖縄県民は、長きにわたり、米軍基地の過重な負担を負いつつ、日米安全保障体制に貢献してきましたが、依然として広大な基地の負担、頻発する事件・事故に加え、昨年のオスプレイ配備で、その認容は限界に達しております。

このような状況を踏まえ、オスプレイの配備計画中止に向け、速やかに、具体的なオスプレイ配置分散の実施、日米合同委員会合意事項の徹底的な遵守、住民地域に隣接する着陸帯の運用停止、普天間飛行場の県外移設・返還の加速化の措置をとっていただくよう強く要望します。

内閣府特命担当大臣

(沖縄及び北方対策、科学技術政策、宇宙政策)

山本 一太 殿

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会

会長 沖縄県知事 仲井眞 弘多

1 沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画について

貴職におかれましては、本県における基地問題の解決のため、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

去る4月5日、日米両政府は、嘉手納飛行場より南の施設・区域に関する統合計画を共同発表しました。

在沖海兵隊約9千人の国外移転及びそれに関連する嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還については、将来の沖縄の米軍基地のあり方に大きな影響を与えるとともに、沖縄の振興発展の将来を左右する大きな転機になることから、確実な実施がなされる必要があります。

今回発表された統合計画では、嘉手納飛行場より南の6施設・区域について、返還区域、時期、手順等が示されておりますが、未だ具体的な取組み内容が示されていない部分があります。

本協議会としては、政府が十分な説明を行うこと、また、今後の推進にあたっては、地元の意向を反映させ、計画的に実施されることが必要と考えており、統合計画に関する次の事項について、早期かつ積極的に取り組むよう要請いたします。

1. 政府において、県・市町村に対し次の事項を説明すること。
 - (1) 移設する場所、施設内容等の具体的な返還手順
 - (2) 移設するまでの間の危険性除去及び負担軽減策
2. 跡地利用を効果的かつ円滑に進められるよう次の事項に配慮すること。
 - (1) 返還する施設・区域の使用履歴、土壌・土質調査情報、インフラの整備状況、地主の情報等の必要な情報の提供
 - (2) 立入り調査の円滑な実施
 - (3) 支障除去措置の徹底
 - (4) 国有地の活用
 - (5) 返還時期等については、地元の意向を踏まえること。
3. 政府の責任において、移設先の環境整備を行うこと。
4. 文化財調査専門員の確保等必要な支援を行うこと。
5. 統合計画の実施にあたっては、マスタープランの作成等について県・市町村の意見を聴取する場を設けること。

2 MV-22オスプレイの普天間飛行場配備について

オスプレイの追加配備については、去る4月30日に日本政府から、本年夏に普天間飛行場において新たに12機のオスプレイが配備されるという発表がされたところであります。

普天間飛行場は、市街地の中心部に位置しており、騒音被害や航空機事故の危険性など、住民生活に深刻な影響を与えております。

これまで再三にわたり、オスプレイの沖縄配備には反対すると申し入れてきたにも拘らず、昨年10月にオスプレイが、普天間飛行場に配備されました。

オスプレイの運用については、日米両政府で取り決められた合意事項が守られていない事例が認められており、依然県民の不安が払拭されていない状況があります。

また、オスプレイの配備が同飛行場の危険性を増大させることは明らかであります。

沖縄県民は、長きにわたり、米軍基地の過重な負担を負いつつ、日米安全保障体制に貢献してきましたが、依然として広大な基地の負担、頻発する事件・事故に加え、昨年のオスプレイ配備で、その認容は限界に達しております。

このような状況を踏まえ、オスプレイの配備計画中止に向け、速やかに、具体的なオスプレイ配置分散の実施、日米合同委員会合意事項の徹底的な遵守、住民地域に隣接する着陸帯の運用停止、普天間飛行場の県外移設・返還の加速化の措置をとっていただくよう強く要望します。